

## 大分県内製造業における 労働安全衛生 マネジメントシステム(OSHMS) 構築状況の実態調査結果の概要



産業保健(基幹)相談員 青野 裕士  
(大分大学医学部感染分子病態制御講座 助教授)

### 1. はじめに

我が国を代表する製造業における重大な災害の頻発以来、企業における安全管理体制および活動に係る自主点検が行われて、労働安全衛生マネジメントシステムの構築への機運が加速化している。全国的な取り組みを反映して、大分県内の製造業での動向を調査し、その状況を報告する。

### 2. 調査結果

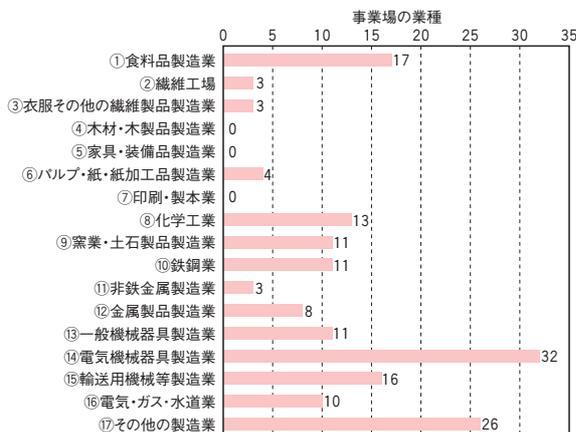
#### 1. 対象の事業所

大分県内製造業の173事業所からアンケートの回答が寄せられた(回収率58.4%)。その内、有機溶剤作業や特定化学物質を取り扱う事業所は、79事業所であった。

従業員数をあわせると、男子が23,895人(うち派遣社員2,081人)、女子が7,336人(うち派遣社員772人)、計31,231人(うち派遣社員2,853人)で、合わせた社員の平均年齢が40歳、派遣社員は37歳であった。

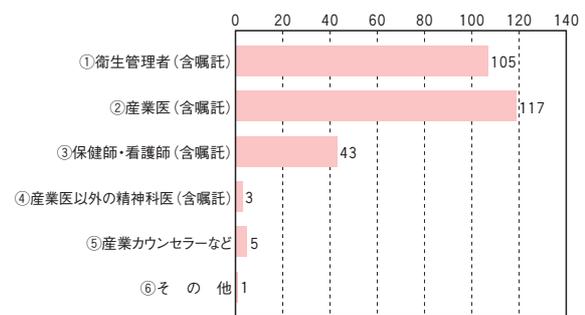
事業所は、16業種以上に及び、多い方から①電気機械器具(32社)、②食料品(17社)、③輸送用機械など(16社)、④化学工業(13社)となっていた(図1)。

図1 アンケート回答事業所の再分類業種



「産業保健スタッフがいる」事業所が8割で、①産業医(含嘱託)、②衛生管理者(含嘱託)、③保健師・看護師(含嘱託)の順であった(図2)。

図2 産業スタッフの職種



事業所の4分の3で、有害業務や特殊業務があり、作業内容は、深夜、有機溶剤、粉じんおよびVDT作業などが50事業所以上で行われていた。

労働者の安全と健康確保のための計画の立案状況は、「計画作成を行っている」が77%、「計画作成を行っていない」が18%であった(図3)。また、「安全衛生委員会がある」事業所が90%、「ない」事業所が8%であった(図4)。

図3 労働者の安全と健康の確保のための計画について

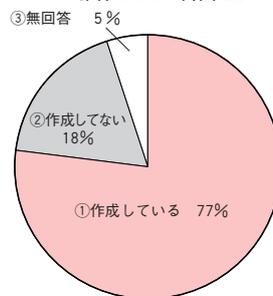
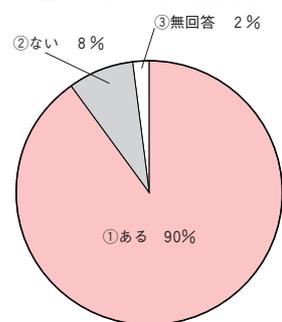
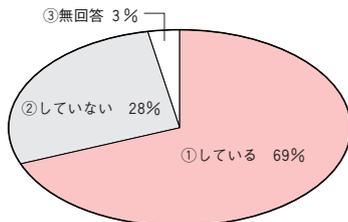


図4 安全衛生委員会



産業医の「職場巡視を行っている」事業所が69%、「行っていない」事業所が28%であった(図5)。産業医の職場巡視が行われていない事業所が3割近くあり、産業医、事業所双方に職場巡視を促す必要がある。

図5 産業医の職場巡視



## 2. 労働衛生管理体制

各有業業務及び特定業務における作業環境測定は、73%の事業所で実施されていた(図6)。騒音、粉じん、及び鉛の有害業務がある事業所の作業環境測定は、それぞれ93.2%、89.7%、及び82.4%であった。

定期健康診断の実施は、1事業所を除く、すべての事業所で実施され、有害業務等に関する特殊健康診断は78%の事業所で実施されていた(図7)。また、定期および特殊健康診断を行っている事業所の84.4%が、両健診の事後措置を行っていた。

図6 作業環境測定の実施状況

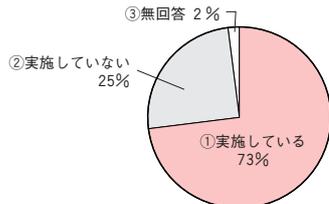
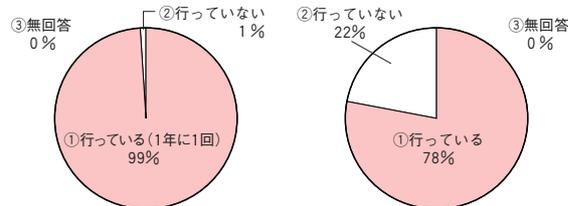
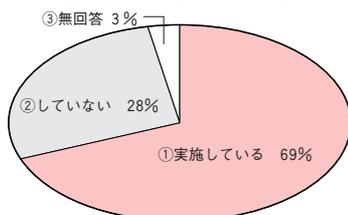


図7 定期健康診断と有害業務にかかる特殊健診の取り組み



衛生教育は、69%の事業所で実施していた(図8)。その内容は、有機溶剤に関する衛生教育(59社)が最も多く、次いで粉じんに関する衛生教育(41社)、そして騒音に関する衛生教育(32社)であった。健康教育は、64%の事業所が実施していた。しかし、「していない」事業所が33%あった。

図8 衛生教育の実施



## 3. 労働安全衛生マネジメントシステムの取り組みの状況

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(厚生

労働省指針)」の認知度については、平成11年4月に発表された厚生労働省指針を、「知っている」と「聞いたことがある」が全体の90%を占めており、認知度は高かった(図9)。

図9 「労働安全衛生マネジメントに関する指針」の認知度

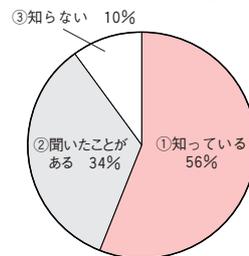
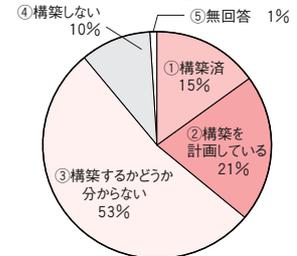


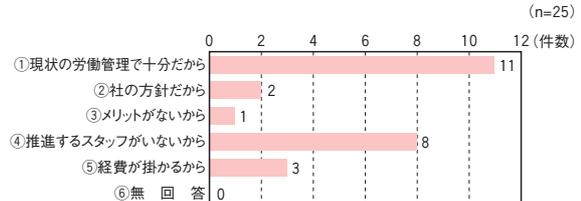
図10 労働安全衛生マネジメントシステムの構築状況



労働安全衛生マネジメントシステムを、「構築している」と「構築を計画している」事業所が、合わせて36%であった(図10)。構築しているシステムは、厚生労働省指針が12件、OSHAS18001が2件、その他が9件であった。

「構築しない」と回答を寄せた事業所の理由は、多い方から①現状の労働管理で十分(11件)、②推進するスタッフがいないから(8件)であった(図11)。

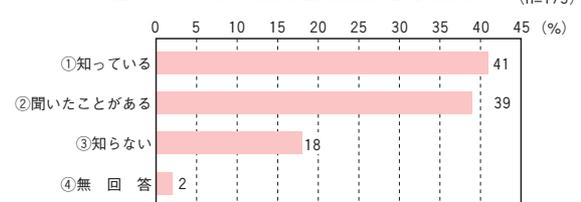
図11 労働安全衛生マネジメントシステムを構築しない理由



また、労働安全衛生マネジメントシステム以外のISO9001、ISO14001を認証の取得している事業所が51%、認証取得の計画ありの事業所が18%、合わせて69%であった。

「化学物質等による労働者の健康障害を防止するために必要な措置に関する指針(化学物質管理指針)」を「知っている」事業所は41%、「聞いたことがある」事業所が39%あり、合わせて80%の事業所が、化学物質管理指針を知っていた(図12)。

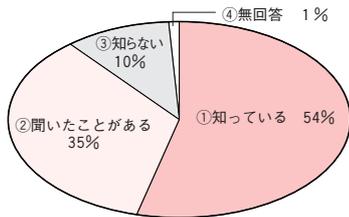
図12 「化学物質管理指針」の認知



また、回答のあった有機溶剤や特定化学物質を取り扱う79事業所の89%(70社)は、化学物質管理指針を知っていた(図13)。この内、14事業所は化学物質管理指針に基づくマネジメントシステム構築済みで、16事業所は計画中であった。

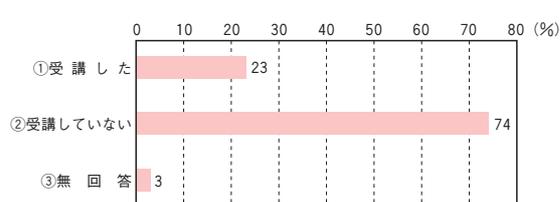
# 調査研究結果概要報告

図13 化学物質管理指針の認知度 (n=79)



一方、事業所全体で、「化学物質管理指針」の理解を目的に行われている、中央労働災害防止協会の「化学物質管理者」研修に、受講者を派遣する事業所は23%と低かった(図14)。

図14 「化学物質管理指針」の認知 (n=173)



「化学物質管理指針」を構築しない理由に、「現状の労働衛生管理で十分と考えているから」が最も多く、54%(21社)であった。

## 4. 労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な枠組みへの考え方

指針に基づく労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な枠組みに関して回答を求めたところ、事業所の91%(157社)が、労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程等を遵守する。87%(151社)が、安全衛生活動の実施を統括管理する者及び生産・製造部門・安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者の役割、責任及び権限を定める。さらに、86%(149社)が、緊急事態が発生した場合に、労働災害を防止するための措置を定めて、適切に対応できるようにしていると回答した。

一方、安全衛生委員会などを通じて、作業者の意見を反映する手順を定めている事業所は、70%(121社)であり、事業者が、安全衛生活動を遵守するために、安全衛生活動の計画・運用に関する事項を文書で定める事業所は、73%(127社)(図15)、安全衛生計画の実施及び運用の状況の定期的な監査ができる手順を作成している事業所は、48%(83社)に止まった。

そうした状況の中で、33事業所が、大分産業保健推進センターが行った「労働安全衛生マネジメントシステム」に関する研修会を受講している。しかも、「十分理解できた(15社)」と、「少しは理解できた(14社)」をあわせて88%の前向きな良い評価を得ている(図16)。さらに、今後の研修内容で、「リスクアセスメントの仕方(14件)」、「内部監査方

法等について(12件)」、「構築のための文章等マニュアル作成(10件)」の要望もあり(図17)、事業所のマネジメントシステム構築の準備が整えられて来ていることが伺えた。

図15 安全衛生活動の計画・運用に関する事項を文書で定める  
図16 大分産業保健推進センター主催の「労働安全衛生マネジメントシステム」研修会を受講した事業所の理解度 (事業所数33社)

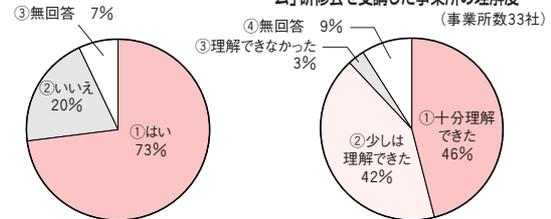


図17 研修会での要望事項(件数) (件数)



リスクアセスメントの仕方、文章化や内部監査を推進する条件が整っていないことが構築までの機運を高めていないことが推測される。

## 3. 考察

労働安全衛生マネジメントシステムを構築した事業場では、設備・作業の危険要因のリスク評価が進み、災害発生率が、非導入事業場に比し、半分以下となっている。しかも、経営者や従業員の意向が反映されている(OSHMS促進協会資料 平成16年1~2月の585事業場で実施)。さらには、安全衛生管理には「予算」と「人員」の確保が必要であることを再認識している。今回の調査で、化学物質管理者育成研修を「受講した」従業員のいる事業所は23%と低く、事業場においては、化学物質管理指針の内容が未だ十分に浸透していないものと思われ、今後、事業所が取り組むべき具体的課題が明らかになったと考えられる。

## 4. まとめ

- 1、回答を得た事業所の多くが、労働安全方針をもとに、現状の労働衛生管理を立て、安全衛生改善計画にそった活動を行う体制を構築して来ている。
- 2、多くの事業所で、緊急事態へ対処するため日常的な点検・改善がすすめられている。
- 3、安全衛生活動を遵守し、スパイラルに発展するため①手順書作成、②文章化、③定期的な監査への取り組みが段階的にすすめられている。